

## 「信州版 新たな旅のすゝめ」春割事業実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて未曾有の大打撃を受けながらも、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底に取り組んでいる観光産業を緊急支援するため、県民による支えあいの心で、スピード感を持った観光需要喚起を図るため、長野県内在住者（在留外国人を含む。以下「県内在住者」という。）及び日本国内在住者（在留外国人を含む。以下「国内在住者」）を対象とした宿泊旅行代金の割引を行う事業者に対し、支援を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### （事務取扱者）

第2条 長野県（以下、「県」という。）から委託を受けた「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

### （事業内容）

第3条 「信州版 新たな旅のすゝめ」春割事業の事業内容は次の各号のとおりとする。

- （1）「県民支えあい 県民宿泊割」事業（以下、「県民割」という。）は、県内在住者の宿泊旅行代金の割引を実施するものとする。
- （2）その他の事業については、感染状況等に応じて別に定めるものとする。

### （対象事業者）

第4条 支援金の交付の対象となる者（以下、「対象事業者」という。）は、事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができ、対象事業者の登録完了後に速やかに事業実施が可能であることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、県が定める感染防止対策を遵守し、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示している者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）令和3年1月12日において現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けている長野県内の施設（以下、「宿泊事業者」という。）であり、宿泊時に宿泊者の居住地の確認、及び宿泊者に対して長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の掲示や携行など、感染防止の協力を依頼できる者
- （2）令和3年1月12日において現に住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第22条第1項に規定する登録を受けている長野県内の施設（以下、「宿泊事業者」という。）であり、宿泊時に宿泊者の居住地の確認、及び宿泊者に対して長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の掲示や携行など、感染防止の協力を依頼できる者
- （3）旅行業法第3条に規定する登録を受けた事業者（以下「旅行会社」という。）であり、長野県内に営業所を有し、長野県内の宿泊販売において相応の実績を持つと認められ、予約申込時に宿泊者の居住地の確認、及び宿泊者に対して長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の掲示や携行など、感染防止の協力を依頼できる者

### （支援金対象経費）

第5条 支援対象経費については、県内在住者が長野県内に1泊以上する宿泊旅行代金とする。

- 2 一社あたり（宿泊事業者は一施設あたり）の上限泊数は、1,200人泊とする。
- 3 対象事業者は、本事業であることを明らかにするため、本来の価格又は割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知できるようにすること。
- 4 第1項及び第2項に定める対象経費の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。

- (1) 国、県が事業参加者の宿泊旅行代金等の直接経費の全部又は一部を負担するもの
- (2) 国、県が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
- (3) 宿泊を伴う旅行の催行の実現性が低いと判断されるもの
- (4) 国が実施するGoToトラベル事業で割引されたもの
- (5) その他、県及び事務局が不相当と認めるもの

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊旅行代金が1人1泊当たり10,000円以上の場合1人1泊当たり5,000円
  - (2) 宿泊旅行代金が1人1泊当たり5,000円以上10,000円未満の場合1人1泊当たり3,000円
- 2 一人1宿泊旅行あたりの上限泊数は、2泊までとする。

(割引対象者)

第7条 宿泊旅行代金の割引を行う対象者は、県内在住者であり、県が作成する「安心旅人宣言カード」の提示などの感染防止対策への協力が得られる者に限る。

(支援金交付対象期間)

第8条 本事業の対象となる期間は、令和3年2月19日(金)から令和3年3月31日(水)までの宿泊分のうち令和3年2月12日(金)以降に予約された新規の予約分に限る。

(対象事業者登録申込)

第9条 対象事業者となろうとする者は、次の書類を事務局へ提出するか電子申請登録をすることとする。

申請書類
県民割 対象事業者指定申込書(様式第1号)
県民割 参加同意書(別紙) ※宿泊事業者のみ

(対象事業者の指定の通知)

第10条 事務局は、申込内容を確認の上、対象事業者を登録し、県民割 対象事業者登録完了通知書(様式第2号)により対象事業者に通知する。

- 2 申込内容を確認した結果、対象事業者の登録を行わない場合には、登録しない旨を通知する。

(支援金の交付条件)

第11条 支援金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本要綱の規定に従うこと。
- (2) 支援事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておくこと。
- (3) 支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管すること。
- (4) 旅行商品、宿泊商品の販売に際しては、取引先等の関係者への優先販売を禁止すること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して貸金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。

#### (取組の中止)

第12条 県及び事務局は、対象事業者登録完了通知後に、次に掲げる事由により、対象事業者に対し、様式第3号により事業の中止を通知することができる。

- (1) 対象事業者が第11条の規定に反する等、本要綱の規定に違反した場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症の再流行などにより、旅行者、県民の安全に重大な支障が生じる恐れがあると県が判断した場合
- (3) その他の事由により、県が中止と判断した場合

#### (実績報告)

第13条 対象事業者は、当該事業の全てが完了したときは、県民割 実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに事務局に提出することとする。ただし、電子申請をする場合には、実績報告書（様式第4号）は不要とする。

- (1) 県民割 実績内訳シート（様式第5号）
- (2) 宿泊の実績及び割引をした実績が証明できる書類  
（宿泊事業者の場合：県民割 割引確認書（様式第6号）  
旅行会社の場合：宿泊証明書、旅行引受書又は申込書、旅行特別補償保険に関する書類、  
宿泊旅行販売における領収証（旅行内容がわかるもの）等の写し（任意様式））
- (3) その他事務局が必要と認めるもの

#### (支援金の請求)

第14条 対象事業者は、前条とあわせて県民割 支援金請求書兼委任状（様式第7号）を提出することとする。ただし電子申請をする場合には、請求書（様式第7号）の提出は不要とする。

#### (支援金の支払等)

第15条 事務局は第14条の規定による支援金の請求があった場合、実績報告書及び第13条第1号から第3号に掲げる書類を照合し、請求内容を確認のうえ、適正な請求書を受理したときは、すみやかに対象事業者に支援金を支払うものとする。

#### (状況報告及び調査)

第16条 県及び事務局は必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

#### (支援金の支払停止)

第17条 県は対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録申請、請求を行った場

合、支援金の全部又は一部の支払を停止することができる。

(支援金の返還)

第18条 県は対象事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録申請、請求を行った場合、支払済みの支援金についてその返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた対象事業者は、県が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(不正利用の防止)

第19条 事務局及び対象事業者は、不正利用の防止措置を講じなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めのない事項が発生した場合、県と事務局で協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和3年2月10日から施行する

この要綱は、令和3年2月27日から施行する

この要綱は、令和3年3月8日から施行する

なお、改正前の本要綱に基づき実施した事業については、従前の例による。

また、この改正前の従前様式により取り扱ったものは、改正後の様式により取り扱ったものとみなす。